

## 都市農地センター お知らせ

### ■ 【開催案内】

「都市農業振興基本法」がめざすもの

都市農地活用支援センター定期講演会 2015

11月4日に当センターでは以下のとおり、平成27年度土地月間参加行事講演会『「都市農業振興基本法」がめざすもの』を開催します。

この講演会は、都市農地関連業務に携わっている地方公共団体の職員をはじめ、都市農業に関心をもっている一般の方に、都市農地の役割と活用・保全のあり方を考える素材を提供する場として、毎年実施しているものです。

今年度は、今年4月に都市農業振興基本法が成立しましたが、韓国では、日本に先んじて、平成24年7月に「都市農業の育成及び支援に関する法律」が制定され、5か年計画に基づく事業も着々と進められております。同じような農地制度を有する隣国の経験は、日本の今後の都市農地保全にとっても大いに参考になると思われまます。この法律の制定から現在に至るまでの経過について、豊富な情報を有する兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科平田富士男教授をお迎えしご講演して頂きます。

併せて、定期借地権について、自治体での活用事例について、定期借地権推進協議会運営委員長ファイナンシャルプランナー 大木祐悟氏に、ご講演して頂きます。

ご多用中とは存じますが、都市農業振興基本法などを理解するよい機会ですので、万障お繰り合わせのうえご出席くださるようご案内申し上げます。

- 1 主催：(一財)都市農地活用支援センター  
定期借地権推進協議会
- 2 後援：国土交通省  
全国農業協同組合中央会
- 3 開催日時：平成27年11月4日(水)  
13:30~16:30  
(開場：13:10)
- 4 開催場所：東京ウィメンズプラザ B1ホール  
(東京都渋谷区神宮前5-53-67)
- 5 参加費用：無料
- 6 定員：200名(先着順)
- 7 講演内容：講演1  
「韓国の先行例と比較して見た  
都市農業基本法」  
兵庫県立大学大学院  
緑環境景観マネジメント研究科  
平田富士男教授  
講演2  
「公的機関における事業用定期  
借地権の活用状況について」  
定期借地権推進協議会運営委員長  
ファイナンシャルプランナー  
大木祐悟氏
- 8 申込方法：e-mailまたはFAXにて、以下の連絡先宛へ  
e-mail・moushikomi@tosinouti.or.jp  
FAX番号・03-5823-4831  
(氏名・住所・所属・e-mail・TEL・  
FAXをご記載下さい)